

第 100 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和 2 年 12 月 25 日（金）14:00～16:00

■場 所：中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 3 特別会議室（Web 会議システム併用）
（東京都千代田区霞が関 3-1-1）

■出席者（敬称略、50 音順、（※）：Web 会議システムによる出席）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：小川武史（※）、河村真紀子、澁谷いづみ（※）、水流聡子、
中原茂樹（※）、持丸正明

<消費者庁>

伊藤消費者庁長官、高田次長、片岡審議官、鮎澤消費者安全課長、松本事故調査
室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方
3. 個別事案について
 - (1) 選定事案
 - (2) その他
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会

2. 消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方

○中川委員長 では、定刻となりましたので、ただいまより第 100 回「消費者安全調査委員会」を開催いたします。

本日は「消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方」と個別事案について審議を行う予定です。

まず、最初の「消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方」については、10 月に大臣より、調査委員会の機能強化等について議論の依頼をいただいたところです。これまで委員間で 2 回の議論を行ってきており、本日、決定をしたいと思っております。

それでは、まず私から、本日決定予定の「消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方（案）」について、説明をさせていただきます。

まず「1. 機能強化」と裏面の「2. 会議の公開等」の 2 点に分けております。

「1. 機能強化」ですが、まず「(1)『事故等原因調査』の対象の明確化」という点で

す。

これは2行目の、いわゆる「自ら調査」ということを行う対象について、これまでの考え方を少し拡大しようと、これまでの考え方よりも拡大しようということです。

まず、①です。独立行政法人国民生活センター等の他機関で調査が行われた場合であって、既に事故原因が一定程度明らかである、このような場合について、当該機関と連携した上で、当調査委員会において引き続きさらなる調査を加えるというタイプを今後積極的に採用していきましょうという点です。これは前例がございません。新しい方法ということになります。

冒頭、柱書きにあります「自ら調査」というのは、自分たちだけでやる調査という、何となくそういう考え方といいますか慣例があったわけですが、別にそれにこだわる必要はないだろうということで、連携をした上で、調査資料等をいただいたりしながら連携してやっっていこうと。これが第1点です。

第2点、②ですが、事故等の原因等が既に一定程度明らかであると。かつ、再発防止策も実施されていると。ということで、従来であれば、ここで我々が「自ら調査」の対象にしてよいのかどうか迷うところであったわけですが、事故がなお再発しているということであれば、再発の原因についても、我々として調査対象にする必要があるということで、それについて明確にしておきたいということです。

これは下に（参考）とありますが、実は先例があります。個別の事案では、毛染めの皮膚障害の案件でありますけれども、これは繰り返し起きているということで、原因調査をやったことがありますので、先例がないわけではないということです。

ただ、1回しかやっっていなくて、特例だったのかなという意識もないわけではなかったわけですが、特例ではなくて、これも本来我々がやるべき調査のタイプであるということ、ここに確認をいたしたいと思います。

以上が（1）です。

（2）は「意見具申権限の活用」ということでして、報告書を取りまとめないで意見を述べるということもやっっているのではないかと、これも委員間で今までそういうことをやったほうがいいのかという議論がかなりございました。それに対して、調査報告書、原因調査の対象にしないでやっって意見を言えるのか、法令上大丈夫なのかとかいろいろ検討をしていただいたわけですが、結論的には大丈夫である、法令はそれを許容しているように十分読めるということで、今後は、いわゆる報告調査書、分厚いものでありますが、ああいうものはなく、簡易な根拠資料を添付することによって、しかし我々としては、意見としては言えることがあるというような場面について、意見具申をしていこうということです。

これも先例はございます。子供による医薬品誤飲事故の場面、あるいはプール事故です。フォローアップ等の機会に、調査を改めてする必要はないけれども、意見は言えるはずだと。こういうことに気をつけて、今後こういうような検討してくださいという具体的な意見は言えるということでやったことがございますが、それもその例外的な取扱いというのではなくて、我々の本来の意見具申権限の活用の仕方であるということを確認したいということです。

(3)、フォローアップです。フォローアップも、実は法律は何も書いていないのですが、原因調査の報告結果を出し、そして、その意見をした後、言いつばなしというのは駄目だろうということで、フォローアップをしまりました。

そのフォローアップですが、何となく年に1回だという意識になっていました。まず、報告書を出して1年後という最初にとった方式が何となく引き継がれてきたわけであり、別にも、別にそれに限る必要はないだろうということも改めて確認をしています。

1年に1回ではなく、必要に応じてだ。例えば再発防止対策が時間のかかる研究調査であるという場合は、これは別に1年後にやる必要はないということになるかもしれないし、逆に、事故の様子を見ると、1年どころか半年後にすぐにもう一度フォローアップをしなければいけないということもある。そのように私たちが適切に考えて柔軟にやっというということも確認をしようということなのです。

(4) 社会へのデータ提供です。私たちが調査で得た資料等は、当然ながら秘密、部外秘です。それを基にしつつ、しかし、特に統計的なデータ等、私たちがやった調査を、言わば引き継いで、研究機関等において利用していただくということは、これは事故の再発防止あるいは安全の考え方について、社会で考えていくというためには非常にいい方法だと思われ、事故調査結果が社会あるいは国民の財産であるという考え方にもあっていると思われ。

しかし、これまでは、委員会が得た情報は全て秘密にしないではいけないという思いもあって、そのあたりの調整がうまくいってなかった。どこまで公開していいのかというところが、事務局あるいは委員会としてもはっきりしなかったため、今回どういうものは出すのかということを確認しました。

最後の「社会的に有用であると考えられるものについては、必要な編集を加える」という文言は、決して事故関係者から聞き取った言葉を出すということではないということを確認するためです。あくまで研究用、そして、匿名性があるという形で、これは誰が見ても出して大丈夫だろうというものを出すということです。

以上、4点にわたって機能強化ということで、今までやっていないもの、あるいはやってきたものを確認いたしました。

続いて、裏面に移ります。「会議の公開等」です。

(1) ですが、この会議の公開については、先ほど申し述べましたとおり、事故関係者から聞き取った内容、あるいは様々な企業の商品とかサービスとか、それを比較しながら検討するということは、どうしてもありますので、公開するというわけにはやはりいかならうと。それは事故調査の目的からしても本末転倒であろうということで、引き続き原則非公開といたします。ただし、その必要がないと考えられる場合には、会議を積極的に公開するということが、ケース・バイ・ケースで考えていくということにしております。

一つはフォローアップです。これは、報告書はもうできておりますので、フォローアップについては、むしろこれは原則公開ということになるであろうと。今まで第1回目だけ公開としておりましたが、別にそれは第1回目に限る必要もないということで、原則公開という方向に行くのではないかと想像しております。

2番目『「事故等原因調査等」を行いその報告書を作成した場合には、これを国民に周知するために必要な文書等（映像化を含む）の作成に努める」ということです。これは必ずするという意味ではありませんが、これも消費者安全調査委員会が、国民に対して何かを話す、語りかけるということが、我々のそもそもの職務になるかというところからいろいろ議論がありまして、我々行政機関に対して意見を具申するという法律の立てつけになっていますので、それは国民に対して直接何かというのは行き過ぎではないかという考え方も従来あったところです。

しかし、そうではないと。特に事故調査をしておりますと、やはり消費者の認識、行動パターンというのが圧倒的に大きいということがあります。その意味では、私たちが得た知見について知っていただくことは非常に重要なので、どのようにして知っていただくか、これはもちろん意見先の行政機関に考えていただくことでもあるのですが、我々しかやはりできない、我々がデータを持っていて、あるいはいろいろな映像を持っていて、関係者の同意がある限りではありますけれども、それを使うことによって、より印象的な映像等を作ることができるのであれば、むしろ私たちが言うべきであろうということです。これはケース・バイ・ケースですので「努める」という形になっています。

最後に「委員会後の記者会見においては、議事の内容について、国民への周知の必要性を踏まえて一層幅広に情報提供すると」、これは従来やっておるところであります、改めて確認をするという趣旨です。

以上、内容についてお話を申し上げました。

今まで2回、委員の間で検討、集中的に審議をしてみたりして、大体こういうところで皆様の御同意を得られているのではないかと思います、改めて意見をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。そこで、委員の皆様から、この本案についてコメントをいただきたいと思っております。あいうえお順でいきたいと思っておりますが、小川委員からお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

○小川委員 ありがとうございます。

今回の発信力強化に向けた議論というのは、本委員会が社会に目立たない存在であったことが発端であったと理解しております。深刻な事故が起きない社会であれば、事故調査委員会は目立たない存在となって、私自身はそれは望ましいことだと思っております。

しかし、これまでの事故調査から、現実はそのような社会になっておりません。特にエレベーター事案とか機械式駐車場事案などのフォローアップにおいては、構造物の既存不適格というのが消費者安全を阻んでいるということが分かってまいりました。

今後は発信力強化の方針に基づき、もう少し目立つ存在となって、安全な社会を実現させていきたいと思っております。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

続いて、河村委員、お願いいたします。

○河村委員 私は、今日これをお話しする機会をいただけるということで、この消費者事故調ができる前に、2011年5月に取りまとめられた消費者庁にできた「事故調査機関の在り方に関する検討会」という、かなりたくさんの方が参加して、私も委員になりましたし、

本当に幅広い、刑事訴訟法の先生から被害者遺族から監察医務院の方とか、もう本当に現場から学界からいっぱい集まって、かなり激しい議論をして取りまとまって、それでこの調査機関ができたわけですが、やはり初心に戻るといいますか、機関のつくり方、組織のありようということ自体は、つくり方そのものはいろいろな意見がありました、理念に関しては、これは本当にここに立ち戻るべきものがあって、2012年に立ち上がって8年たつわけですが、

すみません、1分ではなくてもう少しいただきたいのですが、この中では、捜査と調査の在り方、何か事故が起きたときに、警察の捜査があり、誰に責任があるかという捜査があって、調査の違い、日本でそれが本当に、事故が起きたら調査というのがなされるものだとすることを市民がきちんと認識しているかということから行くと、やはり運輸安全委員会ですらそんなに長い歴史があるわけではなく、もちろんその時点で消費者事故調もなく、本来だったら考え方として社会の安全のために捜査と調査があるとすれば、真っ先にどちらも現場に急行して、明らかに犯罪性のものであれば、調査が優先するぐらいの考え方が世界にはあるというような議論もあったのです。強くそこで言われたことは、日本の市民が納得するような事故調査というものが行われ、その結果が出て、認知されて、やはり納得感とか信頼感というのが事故調査に対して、みんなで認識が増えていったときに、初めて事故調査というのは優先するというような言葉が言えるのではないかなというような話もありました。

もちろんどちらも大事なのですが、それこそが、今もまだ道半ばだと思っております、それこそが発信力の強化というよりは、調査の向上の後に機能強化、調査の向上、その後に発信力の強化、そもそも認知される、そこが調査をしているのだから任せておけばいい結果が出て、社会が安全になる是正勧告や意見がきちんと出て、実現されていくというところを、とにかく初心に戻ってやらなければいけないなと思います。

もう一つ、この報告書ですごく重視されていることが「はじめに」というところから既に書いてあるのですが、事故の被害者や被害者遺族に向き合う配慮というところで、これは目的のところから出てくることとございまして、やはり非常に重い犠牲の下に、その事故の情報とか、私たちが調査するためのデータというものは、犠牲があつてのことの上にあるわけですね。入手したものは、その人たちの納得性とか視点を踏まえてという、これは必ずしも対立構造の中の消費者側の意見とか、そういうことではないのです。やはり一番事故に近いところにいる人の視点だって、専門家ではないかもしれないけれども、特に被害の拡大防止みたいところ、どうして死ななければいけなかったのかというところにはとても生きると言われていますので、そのことが本当に繰り返し書かれています。

ですから、やはり、当事者、関係者、その場にいた人に話を聞くというのは、事故の直後すぐにやらなければいけませんし、物的資料の大切さとか、その後に残すこともここに書いてありますが、全てそれ。

最初に戻るのですが、捜査と調査ではないですが、きちんと事故があつたときに、その事故の現場に行って、なるべく早い段階でいろいろな人にインタビューをしてというような、そういう事故の調査から、ちょっとここは離れてしまっているし、当初考えてい

た事故調査の形と少し変わってしまっていて、後からいろいろなデータを机上に集めてくるようなところとか、アンケート調査をするというようなことも別に否定はしないのですが、やはり初心に戻った事故調査というのをするというのが、今回、私、機能強化のときに、改めて在り方検討会の取りまとめを読んで感じましたので、初心に戻って、やはり事故の調査というものについて、その理念を確認しながら、効果的な社会を安全にする調査をしていくということを、自分自身への戒めですけれども、そういうように考えております。

長くなって失礼いたしました。

○中川委員長 ありがとうございます。

では、続きまして、澁谷委員、お願いいたします。

○澁谷委員 澁谷です。

委員会の発信力の機能強化に向けて、大きく2点述べたいと思います。

まず1点目は、報告書を取りまとめた時点では明らかになっておらず、事故原因の指摘や意見具申が十分できていない場合や、あるいは社会情勢や人の様々な行動様式の変化によって、後にそのことが関連して事故に結びつく、類似事故が再発することがあるといった可能性も視野に入れておく必要があると思います。

新型コロナウイルスのパンデミックがなくても、人の行動変容や社会情勢の変化は絶えず起きていると考えるべきだと思います。したがって、常時発生モニタリングをし、1年後のフォローアップにこだわらず、報告書を出した後も、タイムリーに再発防止に向けて取り上げることも必要かと思います。

また、医学の分野では死因究明に病理解剖を行うことがあります。この委員会は選定事案が決まってからではないとすぐには現場には行けませんので、原因究明の手法には工夫が要ると思います。

しかし、逆にこの委員会には、広く多機関のデータを集め活用し、新たな視点で掘り下げた調査ができるメリットがあると考えます。そこから実証実験を組み立てることができるため、機械の関与するメカニカルな、そういった事故にとどまらず、実験を重視した検討が可能であると考えます。

2点目は、社会へのデータ等の提供ですが、これは委員会の発信力の機能強化だけではなく、委員会の透明性の向上にも貢献すると考えられます。また、アンケート調査や実験を始めた事案については、記者会見で、「これこれのアンケート調査を始めました」のように、一言消費者に関心を持ってもらえる進捗状況のコメントを出して、報告書が発表される何か月前にそれについて関心を醸成しておくことが求められているのではないかと考えます。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

続いて、水流委員、お願いいたします。

○水流委員 社会システムの中に、この委員会および委員会活動がきちんと組み込まれているという状態を今からつくり上げるのだと思っております。顧客とサービス提供者という関係からいきますと、この調査委員会と消費者、あるいは国民、一般市民が双方寄り添って共創、コクリエーションという状況をつくり上げたいと、今まで思っていました。

たが、実現にはむずかしさがありました。このたび、かなりいろいろな改正をすることで、スピーディーにコストパフォーマンス高く、そして優先順位をつけて、誰のためにやっているのかという点について、我々も委員会の中で、議論のときに忘れないようにしたいと思っております。

ありがとうございました。

○中川委員長 ありがとうございます。

続きまして、中原委員、お願いいたします。

○中原委員 私は今年の10月から新たにこの委員会に参画させていただきまして、これまでどのような調査が行われてきて、また、そこにどのような課題があるかについて、十分認識できていなかったところがございますけれども、今回の発信力強化に向けた検討の中で、本日これから審議される案件もそうですが、非常に本格的な調査が行われ、データも蓄積されているということと、他方で、それが必ずしも国民、消費者に十分伝わっていないのではないかとこのことを改めて認識いたしまして、特に調査の結果を国民、消費者に分かりやすく伝えていくということは重要ではないかと考えておりますので、今後もそういったことを十分意識しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○中川委員長 ありがとうございました。

では、持丸委員、お願いいたします。

○持丸委員 私は、資料1の(1)の②をずっと主張してきているのですが、ともするとこの原因というのが、事故の発生する原因と捉えられがちで、発生する原因はおおむね分かっている、なぜか事故の再発が起きているという事案が結構ありまして、例えば子供の誤飲などは典型的で、子供の喉の大きさに対して、飲み込んでしまうのがある。サイズより大きくて、丸っこいと誤飲するのです。それは分かっている周知もされているのですが、しかしなかなか減らない。そのときに、減らない理由はちゃんと調べるというのが大事だと思っていまして、それはリスクが共有されていないのか、対策が行き届いていないのか、対策が分かっているけれども行動の変容が起きないのか、そういうあたりをちゃんと特定して、何かそこに意見を出していくというのも大事な活動だろうなと思っていまして、そういうのが今度、機能強化に明示的に組み込まれたのはありがたいことだと思っております。

私からは以上です。

○中川委員長 ありがとうございました。

では、最後に私からコメントをさせていただきます。

先ほど河村委員から御発言がありましたように、私も、在り方に関する検討会、設置に向けての委員会へ入りまして議論していました。恐らくですけれども、消費者安全調査委員会のように、省庁横断的にいろいろな意見を言う、全ての消費者事故について原因を調査し対策を意見具申するというのは、世界的に多分ほかにはないと思います。しっかり調査をしたわけではありませんで明確には言えませんが、他国に類例を聞いたことはない。そのため、手探りでやってきたところでありまして。

その結果、今回改めて思ったのは、マインドセットと申しますか、委員会の1期にやっ

た、がつんと大きな調査をやって、そして対策を打ち出していくという、それが非常に印象的だったので、逆にそれこそが委員会の仕事だというような思い込みと申しますか、そのものがあつたのかなと思います。

今回の考え方は、普段から委員から出ていたことでした。もっと機動的に動けないのかと。何で常にわざわざ報告書をつくらなくてはいけないのかというのは、ほぼ委員会2回に1回はどなたから出てくるというぐらいよく出てきていたことで、事務方に検討お願いしますとは言っていたのですが、結局、事務方もどう検討していいのやらというところで、うまく動かなかつたところなのです。そのようななか、今回、非常によいタイミングで大蔵から、外から見ているとあまりどのようなことやっているかよく分からないから、機能強化のために何かまとめてはどうかという示唆をいただきました。「まとめる」というのが、なるほどと思いました。このように文書にしてみると、なるほど、書いてみると何でこれができなかつたのかと改めて思うのですけれども、書く前は、前例がないからやっつけられないのではないかというような、妙なマインドセット、思い込みがあつたのかなと思います。

今回、このように取りまとめることができよかつたと思いますし、また、これ以外にも、先ほど河村委員、それから澁谷委員もそうだつたかもしれませんが、調査のやり方については、実はまだ議論するべきところはあるのです。我々が今やっている調査の仕方について、もっと機動的に行くとか、あるいはいろいろなところからデータをもらってくるなど、考え方を取りまとめていくということは、また適宜やっていくことが適切かなと思います。

以上でございます。

では、本案につきまして、特に反対という御意見もありませんでしたので、これについては本日決定し、公表するというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日、決定としたいと思います。

それでは、この件について最後でございますが、伊藤長官が井上内閣府特命大臣からの御挨拶文を言づかっているということですので、御発言をお願いいたします。

○伊藤消費者庁長官 消費者庁長官の伊藤でございます。

本日、100回という記念すべきときに、今後の調査委員会の在り方にも関わるような大変大切な考え方をおまとめいただきまして、誠にありがとうございます。

大臣、本当に来たがつていたのですが、急な公務で欠席となつてしまいました。挨拶文を預かつておりますので、代読をさせていただきたいと思つています。

本日はお忙しい中、御参集いただき、誠にありがとうございます。本日は議論に参加させていただくことを楽しみにしておりましたが、急な公務の関係で欠席となつてしまい申し訳ありません。

本日は記念すべき第100回の消費者安全調査委員会と聞いております。長きにわたり委員会活動に御貢献いただいた委員の方々におかれましては、その御尽力に感謝申し上げます。

調査委員会は消費者の安全確保という消費者庁の使命の柱の一つを担つております。去る10月に、私のほうから調査委員会の在り方について検討をお願いさせていただき

ました。その趣旨は、事故情報データベース登録の事故件数が年間2万8000件を超える中で、調査委員会での報告書等の公表件数は8年で16件にとどまり、また、そもそも国民に対し調査委員会の認知度が低いのではないかと私自身が感じたことにあります。中川委員長をはじめとする皆様も、これまでの経験から同様の問題意識を持たれており、多数の意見が出たと聞いております。調査委員会においては、個別の事案に引き続き丁寧に御対応をいただくとともに、より幅広い課題も受け止めて、国民に対する発信力を強化することが肝要かと考えております。

本日は、今後の調査委員会の在り方について、この場で取りまとめていただきました。今回の取りまとめに沿って、来年以降、さらに消費者の期待に沿った調査委員会となるよう、さらなる機能強化、認知度の向上に努めていただきますよう、お願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。代読させていただきました。

○中川委員長 御丁寧な挨拶文をありがとうございました。

それでは、本日決定した案に基づき、委員会としての発信力の強化に努めてまいりたいと思います。どうぞ皆さん、よろしく申し上げます。

3. 個別事案について

(1) 選定事案

《報告書等の審議・決定》

○ 幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故について、調査報告書（案）を審議し、調査報告書として決定した。また、報告書の概要、走行実験データ及び転倒事案の映像について審議を行い、公表することを決定した。

今回の調査では自転車設計上の対策の検討の余地があることや、停車中の転倒が、例えば僅かな傾きの場所でも、他の要因が重なることで発生する可能性が高いこと等が分かった。

《進捗状況の報告》

○ 「学校の施設又は物品等により発生した事故」について、これまでの調査の経過を確認し、今後の調査の進め方について事務局から説明があり、これに基づいて審議を行った。本事案は事故等原因調査を開始した日から1年以内に完了することが困難であると見込まれることから、経過報告案について審議を行っている。

(2) その他

○ 「機械式立体駐車場で発生した事故」について、これまでフォローアップを行ってきた過程で得た知見に基づき、追加意見を行うことについて事務局から説明があり、これに基づいて審議を行った。

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室